

名古屋市公報	令和 4年10月19日 第174号
	名古屋市 中区 三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政部法制課長

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例 (教育・総務課) (第48号)	4
○ 名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例 (ス市・スポーツ施設室) (第49号)	6
○ 名古屋市久屋大通公園条例の一部を改正する条例 (住都・総務課) (第50号)	9
告 示	
○ 市議会の議決を経た予算の要領 (財政・財政課) (第586号)	13
○ 告示の訂正について (緑土・道路利活用課) (第587号)	26
○ 指定管理者の指定 (緑土・自転車利用課) (第588号)	33
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第589号)	35
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第590号)	36
教 育 委 員 会 告 示	
○ 名古屋市女性会館及び名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者の公募 (第26号)	38
上 下 水 道 局 告 示	
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第14号)	41
○ 公共下水道の供用及び下水の処理開始に係る告示の一部訂正について (第15号)	45
公 告	
○ 農業委員会総会の開催公告 (農業委員会)	47

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例（第48号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市立名城小学校及び名古屋市立御園小学校を統合し、名古屋市立丸の内小学校を設置します。（別表関係）
- (2) 土地区画整理事業による町の区域の設定に伴い、名古屋市立下志段味小学校及び名古屋市立志段味中学校の位置の表示を変更します。（別表関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行します。

○ 名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例（第49号）

1 改正内容

- (1) 都市公園条例に規定する休養施設・運動施設・教養施設・備蓄倉庫等を設ける場合の敷地面積に対する建築面積の割合及び都市公園条例に規定する運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合について特例を定めます。（第 1条の 2及び第 1条の 3関係）
- (2) 占用許可（常設広告に限る。）及び行為許可に係る利用料金の基準額及び普通自動車の駐車料等を改定します。（別表第 1、別表第 2及び別表第 5関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（第 4条、第 5条、第 9条の 2及び第 13条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市久屋大通公園条例の一部を改正する条例（第50号）

1 改正内容

- (1) 市長の定める公園施設の自転車駐車場を有料化します。（第 2条の 2、第 3条及び別表第 3関係）
- (2) 久屋大通庭園及び市長の定める公園施設における業としての写真又は動画撮影の許可に係る利用料金を指定管理者の収入とします。（第 3条関係）
- (3) 久屋大通庭園及び市長の定める公園施設における指定管理者の業務の範囲に行為の許可を追加します。（第 8条関係）
- (4) 都市公園条例第 4条第 1項各号の行為に係る利用料金の額を改定します。（第 3条及び別表第 2関係）
- (5) その他規定の整理を行います。（第 5条から第 8条関係）

2 施行期日等

- (1) 令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、次項の規定は、公布の日から施行します。
- (2) この条例による改正後の名古屋市久屋大通公園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができることとします。
- (3) この条例の施行の際現に名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（令和 4年名古屋市条例第92号）による改正前の名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 4条第 1項又は第 3項の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例によることとします。
- (4) この条例の施行の際現に新条例第 2条の 2第 1項に規定する自転車駐車場の利用がされている場合における当該利用については、新条例第 3条第 1項の規定は、適用しないこととします。

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年10月12日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第48号

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「	名古屋市立名城小学校	名古屋市中区丸の内三丁目 3 番35号	」	を
	名古屋市立御園小学校	名古屋市中区錦一丁目 9 番 1 号	」	
「	名古屋市立丸の内小学校	名古屋市中区丸の内三丁目 3 番35号	」	に、
「	名古屋市立下志段味小学校	名古屋市守山区大字下志段味字島ノ口 1825番地	」	を

「名古屋市立下志段味小学校 | 名古屋市守山区桜坂一丁目1502番地 | 」に改める。

別表中学校の表中

「名古屋市立志段味中学校 | 名古屋市守山区大字下志段味1402番地 | 」を

「 | 名古屋市立志段味中学校 | 名古屋市守山区下志段味一丁目1309番 | に
| 地 | 」
改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表小学校の表の改正規定中名古屋市立下志段味小学校に係る部分及び別表中学校の表の改正規定は、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第49号

名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例

名古屋市瑞穂公園条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 2 条を加える。

（公園施設の建築面積の基準の特例）

第 1 条の 2 瑞穂公園に対する都市公園条例第 3 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 号中「100 分の10」とあるのは、「100 分の18」とする。

（運動施設の敷地面積の基準の特例）

第 1 条の 3 瑞穂公園に対する都市公園条例第 3 条の 6 の規定の適用については、同条中「100 分の50」とあるのは、「100 分の55」とする。

第 4 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項本文」に改める。

第 5 条第 1 項中「（駐車場の利用料金の額を除く。）」を削る。

第 9 条の 2 中「第 4 条第 1 項ただし書」を「第 4 条の 2 ただし書」に改める。

第13条第 2 号中「第 2 条」を「第 2 条第 2 項」に改め、同条第 3 号中「第 4

条第 1 項」を「第 4 条第 1 項本文」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1

区 分	利 用 料 金 の 基 準 額
貼り紙、貼り札その他の方法（附属設備による場合を除く。）によって広告を表示する場合	1 平方メートル 1 日につき 150 円
備考 利用料金の額の基礎となる面積が 0.01 平方メートル未満であるとき、又は当該面積に 0.01 平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算するものとする。	

別表第 2

区 分	利 用 料 金 の 基 準 額
1 業として写真撮影を行う場合	1 人 1 日につき 1,300 円 ただし、瑞穂公園の全部又は一部を独占して撮影する場合は、その額に 1 平方メートル 1 日につき 8 円を加算した額とする。
2 業として動画撮影を行う場合	1 件 1 日につき 15,000 円 ただし、瑞穂公園の全部又は一部を独占して撮影する場合は、その額に 1 平方メートル 1 日につき 8 円を加算した額とする。
3 競技会、展示会、集会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	
(1) 入場料、会費その他これらに類するものを徴収する場合	1 平方メートル 1 日につき 65 円
(2) その他の場合	1 平方メートル 1 日につき 8 円
4 物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	1 平方メートル 1 日につき 65 円
備考 利用料金の額の基礎となる面積が 0.01 平方メートル未満であるとき、又は当該面積に 0.01 平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算するものとする。	

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5

使 用 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額	
	供用時間中の使用 1 回につき	回数券
大型自動車（1 台につき）	2,000 円	
普通自動車（1 台につき）	500 円	10 回分 4,500 円
		50 回分 15,000 円
備考 普通自動車については、駐車時間が30分以内のときは無料とし、30分を超え 1 時間以内のときは 200 円とし、1 時間を超え 2 時間以内のときは 400 円とする。		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項、第5条第1項、第9条の2、第13条第3号、別表第1及び別表第2並びに別表第5の改正規定は、令和5年4月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の名古屋市瑞穂公園条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができる。

名古屋市久屋大通公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第50号

名古屋市久屋大通公園条例の一部を改正する条例

名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（有料公園施設）

第 2 条の 2 久屋大通公園の有料公園施設（都市公園条例第 2 条第 4 項に規定する有料公園施設をいう。）は、市長の定める公園施設に設置する自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）とする。

2 自転車駐車場の供用時間は、市長が定める。

第 3 条第 1 項中「北部園地・中央園地」を「別表第 1 に掲げる公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）（以下「別表第 1 施設」という。）」に、「又は」を「本文若しくは」に、「を受けた者」を「（久屋大通庭園及び市長の定める公園施設にあつては、同条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係るものに限

る。)を受けた者又は自転車駐車場を利用しようとする者」に、「いう。)は」を「総称する。)は」に改め、「行為」の次に「又はその利用」を加え、同条第2項中「別表第1に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額まで」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 別表第1施設において前項の許可を受けた場合 別表第2に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの額

(2) 自転車駐車場を利用しようとする場合 別表第3に定める額

第5条中「別表第2に掲げる公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）（以下「別表第2施設」という。）」を「別表第1施設」に改める。

第6条及び第7条第1項中「別表第2施設」を「別表第1施設」に改める。

第8条第1号中「別表第2施設」を「別表第1施設」に改め、同条第2号中「（北部園地・中央園地の指定管理者に限る。）」を削り、同条第3号中「別表第2施設」を「別表第1施設」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。
別表第2 都市公園条例第4条第1項本文又は第3項の許可を受けた行為に係る利用料金

区分	利用料金の基準額
1 業として写真撮影を行う場合	1人1日につき 1,300円 ただし、別表第1施設の全部又は一部を独占して撮影する場合は、その額に1平方メートル1日につき8円を加算した額とする。
2 業として動画撮影を行う場合	1件1日につき 15,000円 ただし、別表第1施設の全部又は一部を独占して撮影する場合は、その額に1平方メートル1日につき8円を加算した額とする。
3 競技会、展示会、集会、博覧会	

その他これらに類する催しを行う場合		
(1) 営利を目的とする場合	1 平方メートル 1 日につき	65円
(2) その他の場合	1 平方メートル 1 日につき	8円
4 物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	1 平方メートル 1 日につき	65円

備考 利用料金の額の基礎となる面積が0.01平方メートル未満であるとき、又は当該面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算するものとする。

別表第3 有料公園施設の利用料金

有料公園施設の名称	利用区分	利用料金の上限額
自転車駐車場	自転車の駐車	1 台 1 回（継続する24時間以内の利用をいう。以下この表において同じ。）につき名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）別表第2の自転車の項に定める額
	原動機付自転車の駐車	1 台 1 回につき名古屋市有料自転車駐車場条例別表第2の原動機付自転車の項に定める額

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の名古屋市久屋大通公園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- この条例の施行の際現に名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第 号）による改正前の名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第4条第1項又は第3項の許可を受けている者の使

用料の額については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に新条例第 2 条の 2 第 1 項に規定する自転車駐車場の利用がされている場合における当該利用については、新条例第 3 条第 1 項の規定は、適用しない。

名古屋市告示第 586 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 4 年 9 月 28 日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和 4 年 10 月 11 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和 4 年度名古屋市一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 令和 4 年度名古屋市公債特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 令和 4 年度名古屋市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 4 年度名古屋市高速度鉄道事業会計補正予算（第 1 号）
- 5 令和 4 年度名古屋市一般会計補正予算（第 5 号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和４年度名古屋市一般会計補正予算（第４号）

令和４年度名古屋市一般会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,624,006千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,430,727,409千円とする。

第２条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条 債務負担行為の追加及び変更は、「第３表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条 地方債の変更は、「第４表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国 庫 支 出 金		266,076,739	8,239,340	274,316,079
	1 負 担 金	206,730,270	5,163,751	211,894,021
	2 補 助 金	58,577,325	3,075,589	61,652,914
10 県 支 出 金		79,311,912	15,250,819	94,562,731
14 繰 越 金	2 補 助 金	22,517,993	15,250,819	37,768,812
		47,976	4,634,847	4,682,823
	1 繰 越 金	47,976	4,634,847	4,682,823
16 市 債		123,048,000	499,000	123,547,000
	1 市 債	123,048,000	499,000	123,547,000
歳 入 合 計		1,402,103,403	28,624,006	1,430,727,409

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総 務 費		33,758,615	1,055,500	34,814,115
	1 総 務 管 理 費	5,095,124	5,500	5,100,624
3 健 康 福 祉 費	5 徴 税 費	8,415,326	1,050,000	9,465,326
		370,297,718	27,317,866	397,615,584
	2 老 人 福 祉 費	59,304,128	1,414,330	60,718,458
	3 生 活 保 護 費	88,299,006	499,000	88,798,006
10 住 宅 都 市 費	7 公 衆 衛 生 費	40,154,785	25,404,536	65,559,321
		45,668,095	173,300	45,841,395
11 消 防 費	1 都 市 計 画 費	22,417,774	173,300	22,591,074
		7,375,443	31,640	7,407,083
13 職 員 費	1 消 防 費	7,375,443	31,640	7,407,083
		274,854,362	45,700	274,900,062
歳 出	5 健 康 福 祉 職 員 費	24,366,761	45,700	24,412,461
	合 計	1,402,103,403	28,624,006	1,430,727,409

第 2 表 繰越明許費補正

款		項		事業名	金額	千円
11	消防費	1	消防	消防団詰所の改築		64,130
12	教育費	7	大学	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター旧東病棟の電力集中制御システム更新費補助		52,000

第 3 表 債務負担行為補正

1 追加分

事業	事項	期間	限度額	千円
救急車の購入		令和 5 年度		38,000

2 変更分

事 項	補 正		前		補 正		後	
	期 間	限 度	限 度	額 千円	期 間	限 度	額 千円	
道路照明の賃借 (令和 4 年第 1 号議決)	令和 5 年度から 令和 14 年度まで			439, 000	令和 5 年度から 令和 15 年度まで		528, 000	

第4表 地方債補正

起債の目的	補			正		前			補			正		後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	償還の方法	償還の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
生活保護施設整備費	1,425,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後における当該見直しの利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還を借換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。					1,924,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	1,924,000	補正前と同じ	補正前と同じ

令和４年度名古屋市長官公債特別会計補正予算（第１号）

令和４年度名古屋市長官公債特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

448,797,417千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 公 債		213,277,000	499,000	213,776,000
	1 公 債	213,277,000	499,000	213,776,000
歳 入	合 計	448,298,417	499,000	448,797,417

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 出 金		165,827,000	499,000	166,326,000
	1 起 債 額 繰 出	165,827,000	499,000	166,326,000
歳 出	合 計	448,298,417	499,000	448,797,417

令和4年度名古屋水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度名古屋水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度名古屋水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既定予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出		千円	千円	千円
第1款	水道経営費	52,638,046	20,000	52,658,046
第3項	特別損失	50,000	20,000	70,000

令和 4 年度名古屋市高速度鉄道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度名古屋市高速度鉄道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 4 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入	千円	千円	千円
第 1 款 高速度鉄道事業収益	80,820,350	500	80,820,850
第 1 項 営業収益	74,055,024	500	74,055,524
支 出	千円	千円	千円
第 1 款 高速度鉄道事業費	81,265,350	500	81,265,850
第 1 項 営業費用	73,934,473	500	73,934,973

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入		千円	千円	千円
第1款	資本的収入	15,885,553	5,000	15,890,553
第7項	その他資本収入	481,287	5,000	486,287
支 出		千円	千円	千円
第1款	資本的支出	46,327,055	5,000	46,332,055
第1項	建設改良費	14,019,291	5,000	14,024,291

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができるとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
瑞穂運動場西駅エレベーター整備の設計	令和5年度	25,000千円
2 同条に定めた事項「桜通線可動式ホーム柵（4駅）の部品交換」の期間「令和5年度」を「令和5年度から令和6年度まで」に改める。		

令和４年度名古屋市一般会計補正予算（第５号）

令和４年度名古屋市一般会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,321,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,446,048,709千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国 庫 支 出 金		274,316,079	14,826,330	289,142,409
	2 補 助 金	61,652,914	14,826,330	76,479,244
10 県 支 出 金		94,562,731	494,970	95,057,701
	2 補 助 金	37,768,812	494,970	38,263,782
歳 入 合 計		1,430,727,409	15,321,300	1,446,048,709

歳 出

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健 康 福 祉 費		397,615,584	15,321,300	412,936,884
	1 社 会 福 祉 費	117,417,937	14,680,000	132,097,937
	7 公 衆 衛 生 費	65,559,321	641,300	66,200,621
歳 出 合 計		1,430,727,409	15,321,300	1,446,048,709

名古屋市告示第587号

告示の訂正について

令和4年名古屋市告示第424号（道路に関する告示）の一部を次のように訂正します。

令和4年10月12日

名古屋市長 河村 たかし

「道路の区域変更及び供用開始」の表を次のように訂正する。

1 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	切戸町鉄道白鳥線 沿線支線第2号	名古屋市熱田区切戸町1丁目24番地先から	前	0.015	平均 4.41	第 1 図 第 附
			名古屋市熱田区切戸町1丁目24番地先まで	後	0.015	4.00 ～ 6.05	
	B	切戸裏道2号線	名古屋市熱田区切戸町1丁目32番の10地先から	前	0.031	平均 2.10	
			名古屋市熱田区切戸町1丁目32番の4地先まで	後	0.031	3.19 ～ 4.03	
	A	幸心高田線	名古屋市守山区幸心二丁目1410番の2地先から	前	0.018	2.27	第 2 図 第 附
			名古屋市守山区幸心二丁目1412番の2地先まで	後	0.018	3.14 ～ 3.15	
	A	六郷第88号線	名古屋市北区上飯田通3丁目9番の1地先から	前	0.012	3.08	第 3 図 第 附
			名古屋市北区上飯田通3丁目9番の1地先まで	後	0.012	4.00	

	A	大高上瀬木川西第1号線	名古屋市緑区森の里一丁目96番の2地先から	前	0.080	平均 3.50	第 4 附 図
			名古屋市緑区森の里一丁目96番の1地先まで	後	0.080	4.63 ～ 5.30	

「道路の区域変更及び供用開始」の表の次に次の1表を加える。

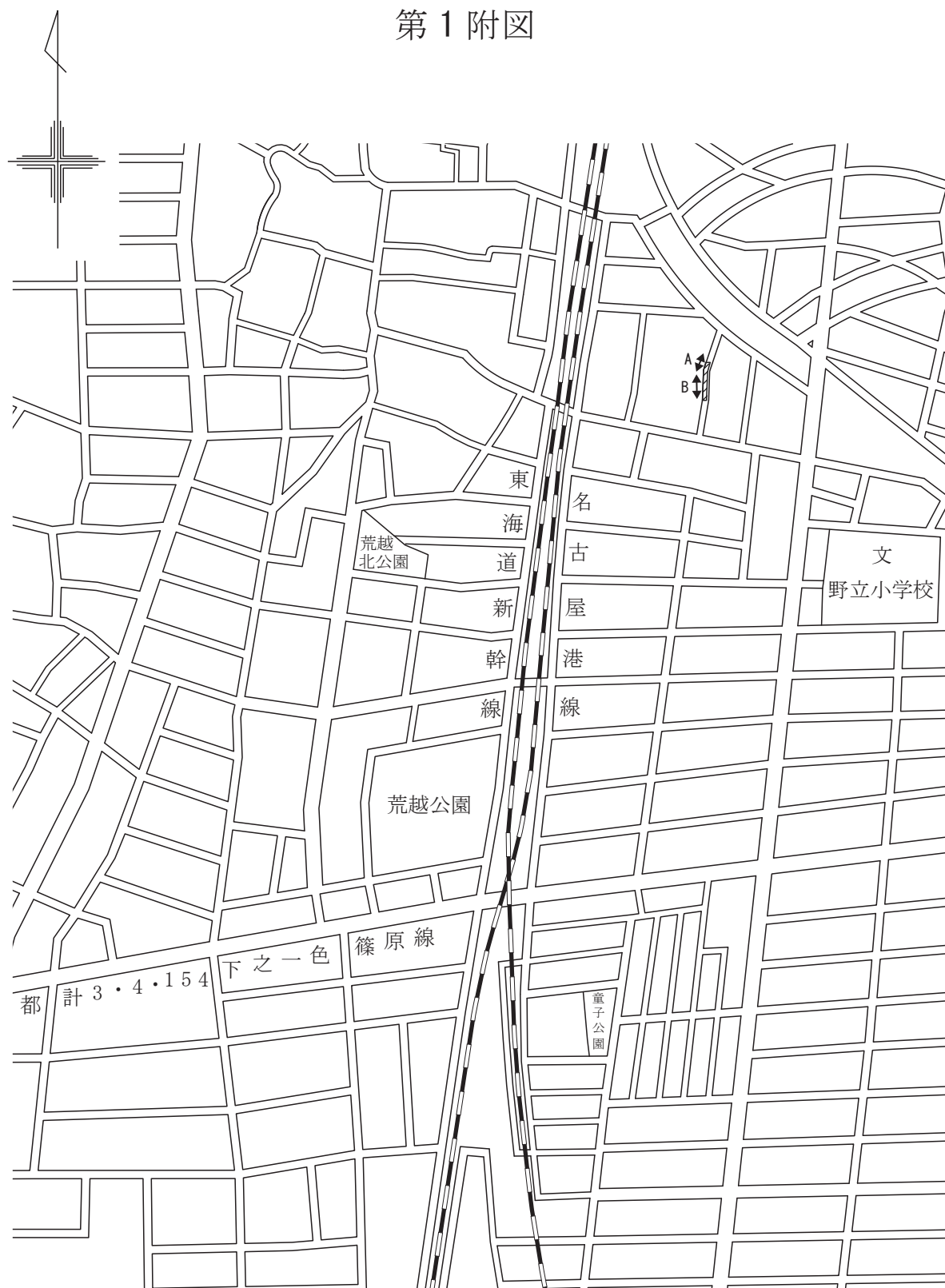
2 道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	名古屋環状線	名古屋市港区川西通3丁目35番地先から	前	0.127	33.60 ～ 33.62	第 5 附 図
			名古屋市港区泰明町1丁目1番地先まで	後	0.127	33.60 ～ 36.50	

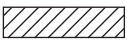
第1附図から第5附図までを次のように訂正する。

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

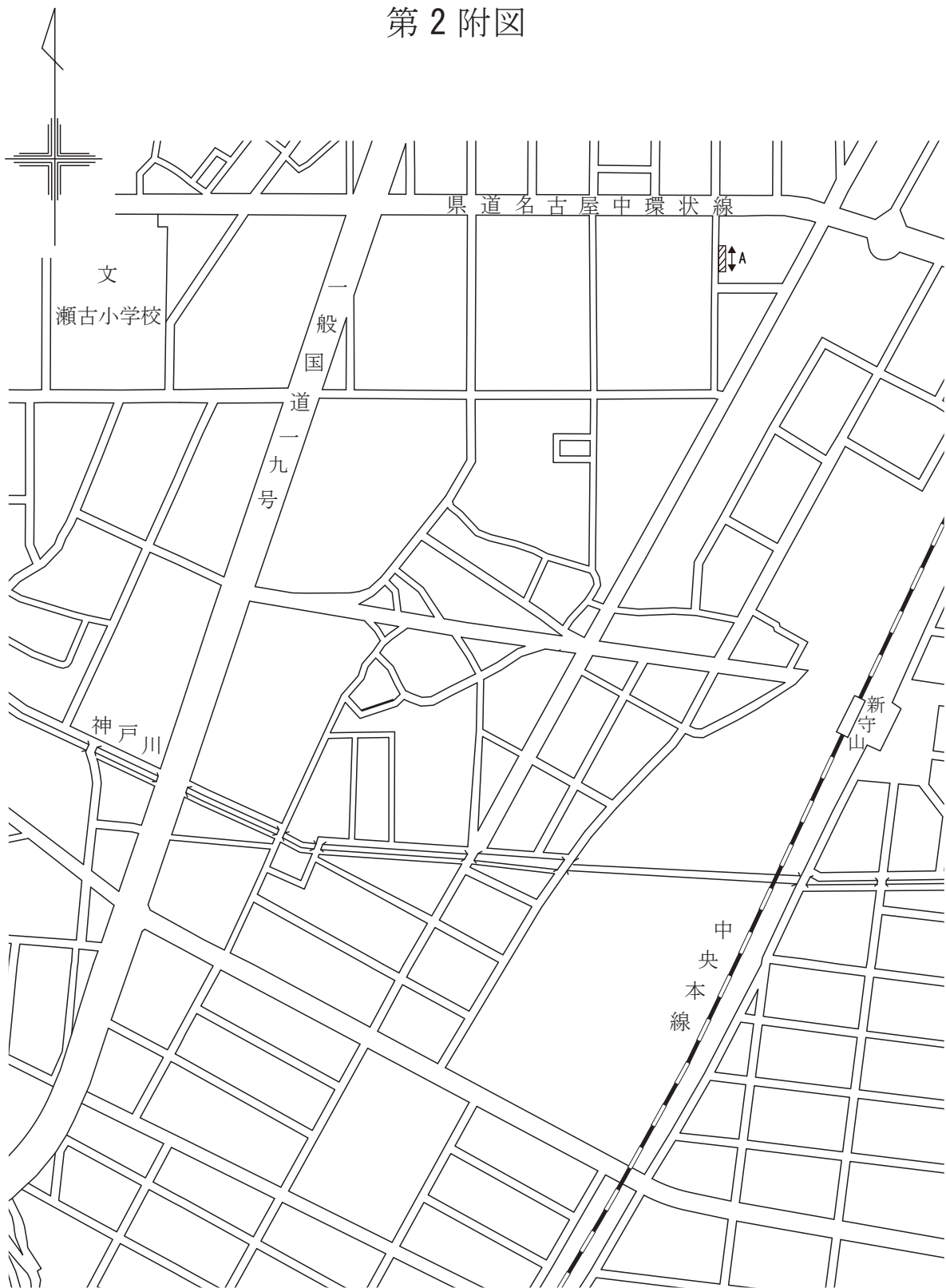
第1 附図



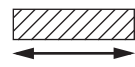
凡 例

 区域変更により道路の区域とし供用開始する部分


第 2 附図



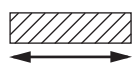
凡 例

 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第3附図



凡 例

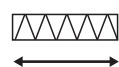


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第4 附図



凡 例

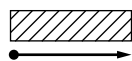


区域変更により道路の幅員
を改め供用開始する部分

第 5 附図



凡 例



区域変更により道路の区域
とする部分

名古屋市告示第 588 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4 年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
栄駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男
高岳駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男
久屋大通駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男
大須観音駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男
伏見駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男

矢場町駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男
------------	--

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和15年 3 月31日まで

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 589号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和 4年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する土地

名古屋市東区矢田三丁目1601番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・一—ジクロロエチレン

一・二—ジクロロエチレン

テトラクロロエチレン

トリクロロエチレン

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 590号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年10月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市東区矢田三丁目1601番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・一—ジクロロエチレン

一・二—ジクロロエチレン

テトラクロロエチレン

トリクロロエチレン

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市教育委員会告示第26号

名古屋市女性会館及び名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者の公募

名古屋市女性会館条例（昭和53年名古屋市条例第22号）第13条の規定及び名古屋市男女平等参画推進センター条例（平成15年名古屋市条例第38号）第5条の規定により、名古屋市女性会館及び名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年10月14日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知広

1 施設名及び所在地

施設名	所在地
名古屋市女性会館	名古屋市中区大井町 7番25号
名古屋市男女平等参画推進センター	

2 業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 運営業務に関すること
- イ 使用許可に関すること
- ウ 施設の利用料金に関すること
- エ 広告業務に関すること
- オ 施設管理に関すること
- カ 緊急時対応に関すること
- キ 利用者満足度調査及び管理運営の自己評価に関すること
- ク 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること
- ケ 指定管理者の引継ぎに関すること

- コ その他本市が定める業務
- (2) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務
 - ア 基本の休館日の施設の供用
 - イ 教室等の実施
 - ウ 物販事業
 - エ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布方法等

(1) 募集要項等の配布方法

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすること。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000157152.html>

(2) 申請書類の提出先及び問合せ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課生涯学習係

〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目 1番 4号 名古屋市教育館 6階

電話番号 052-950-5031

ファックス番号 052-950-5041

電子メールアドレス a3211571@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）。申請書類を提出する場合は、事前に公募参加表明書類を持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出の上、提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約方法

令和 4年10月21日(金)午前 9時から11月 7日(月)午後 5時までに、公募参加表明書類を提出し、電子メールで予約申込みをしてください。申請書類を郵送で提出する場合も電子メールで連絡してください。

ウ 提出期間

令和 4年11月14日(月)から11月15日(火)までの午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）の間に、予約時に教育委員会が指定した日時に提出してください。郵送の場合は必着です。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市上下水道局告示第14号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和4年10月31日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月11日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和4年11月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
港 区	東茶屋二丁目		一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
守山区	金屋一丁目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
名東区	藤 里 町		〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

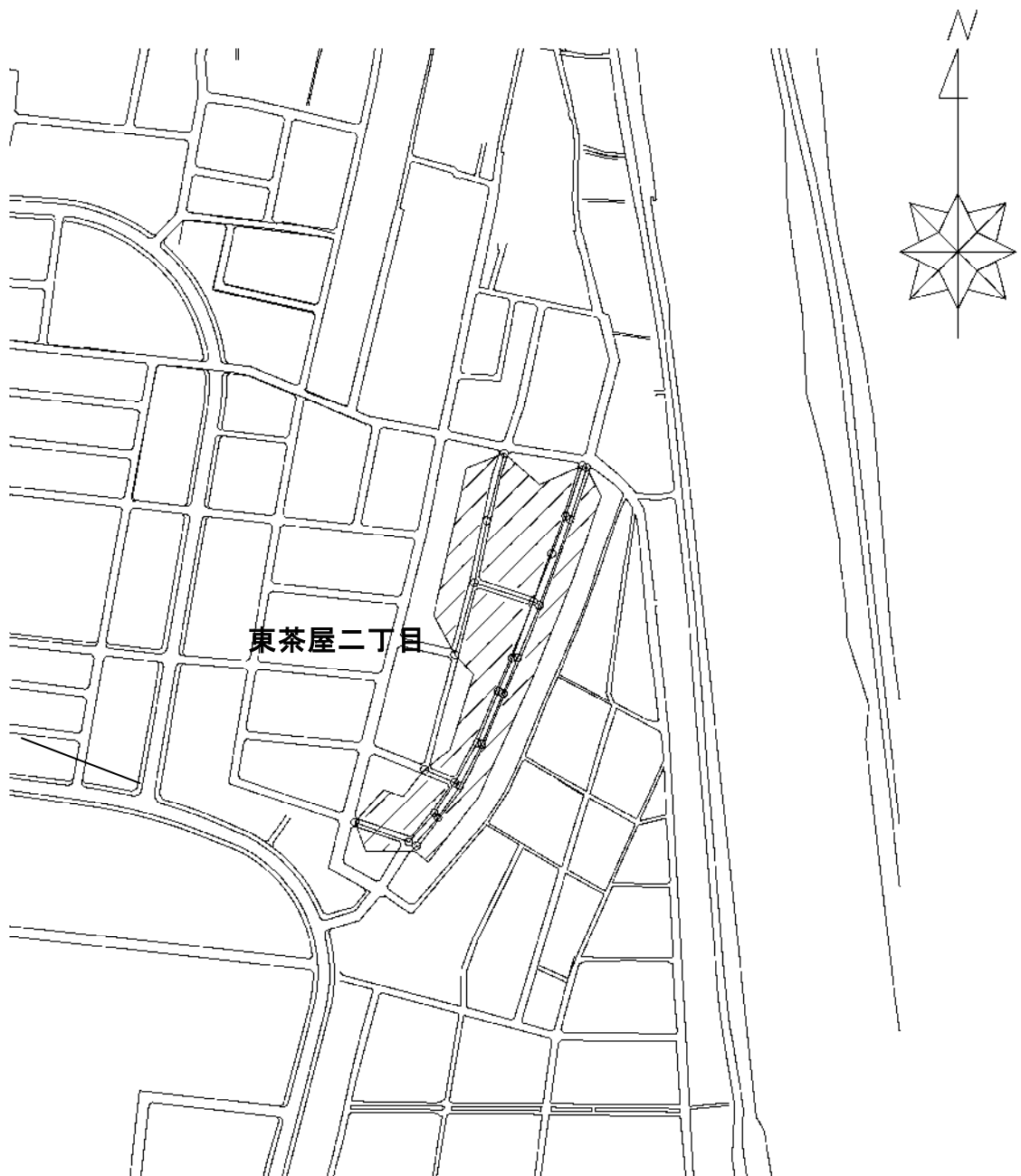
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	守山区
分流式	港区 名東区

排水施設の位置図

港区（分流式）

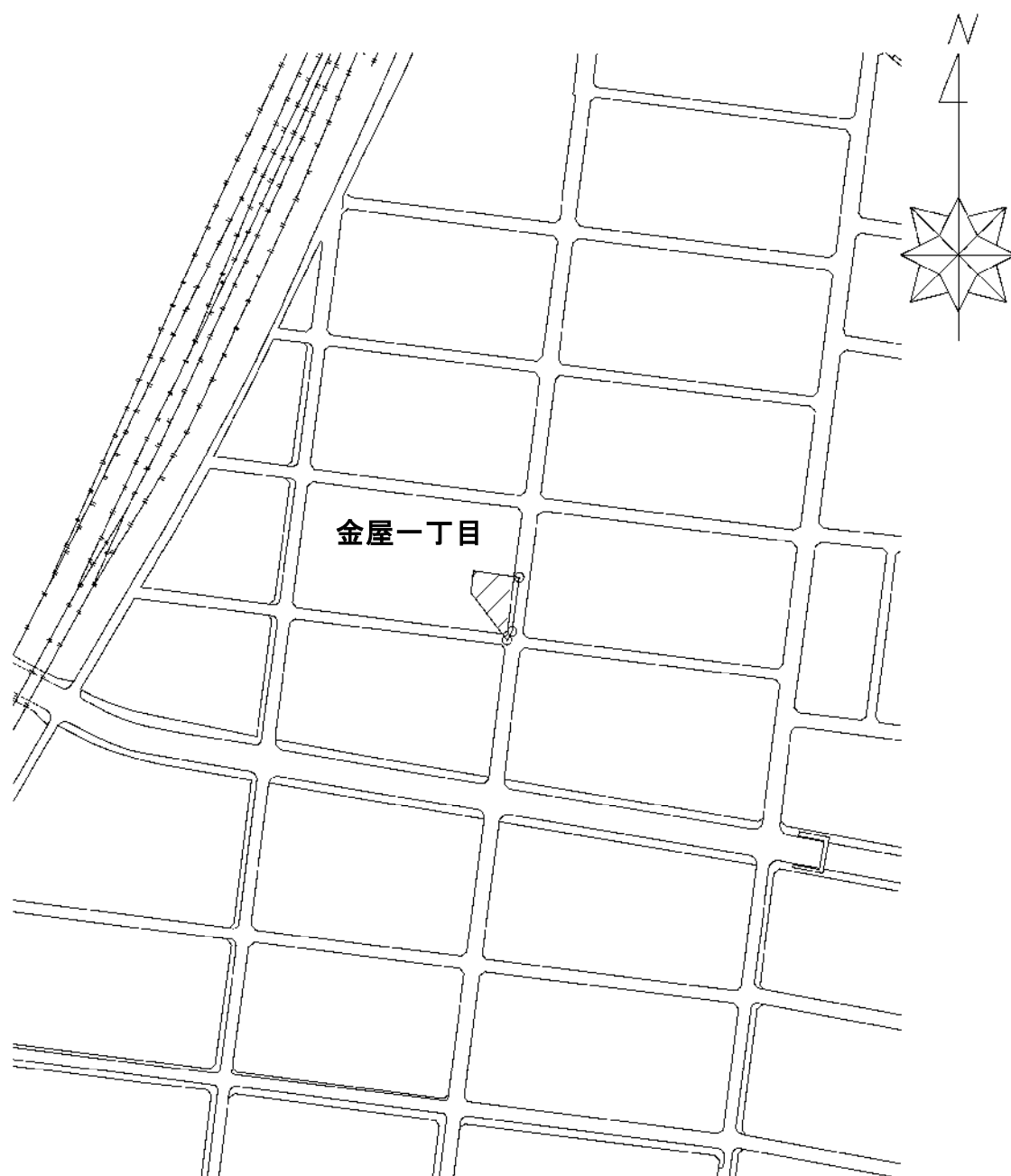


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（合流式）

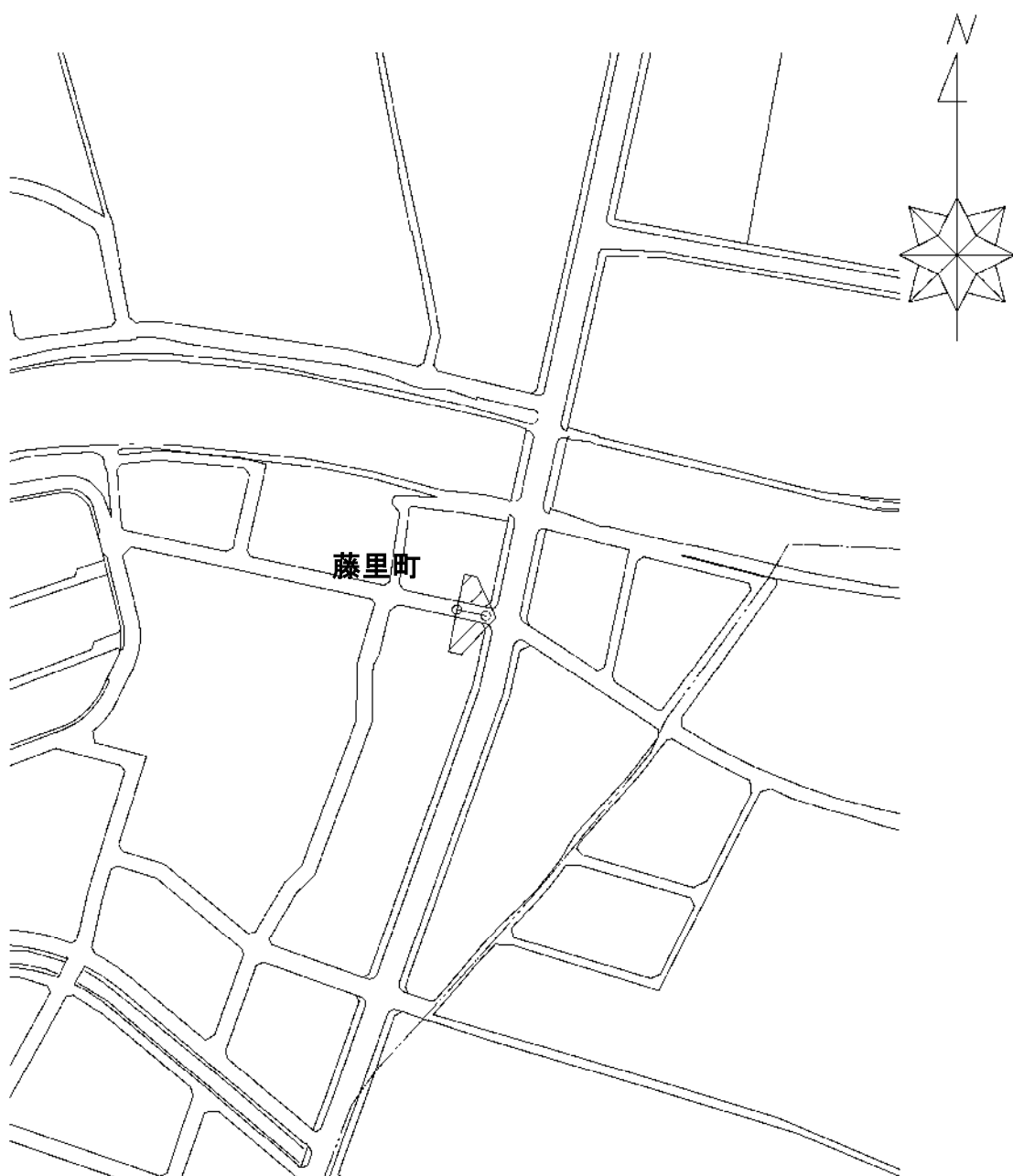


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道



市界

名古屋市上下水道局告示第15号

公共下水道の供用及び下水の処理開始に係る告示の一部訂正について

令和3年名古屋市上下水道局告示第7号の一部を次のように訂正します。

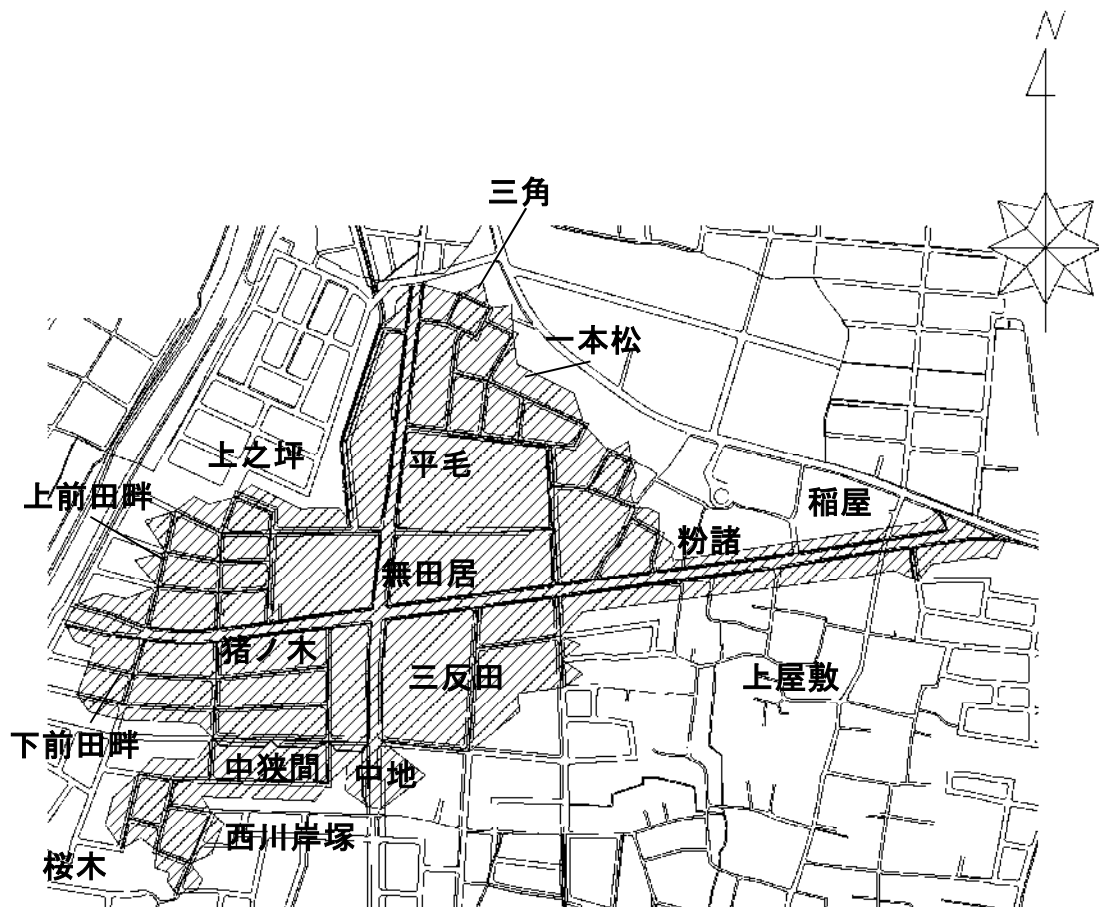
令和4年10月12日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

3 供用を開始する排水施設の位置について、別添図面中、中川区（合流式）
（富田町千音寺地内）の排水施設の位置図を次のように訂正します。

排水施設の位置図

中川区（合流式）
（富田町千音寺地内）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 4年10月14日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 4年10月20日（木）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所東庁舎 5階 大会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第66号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第67号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第68号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第69号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第70号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第71号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第72号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課